

電気工事士等資格が不要な「**軽微な工事**」とは

一般用電気工作物又は自家用電気工作物（最大電力500kW未満の需要設備）を設置し、又は変更する工事には、3つの区分があります。

1. 電気工事士等の資格が必要な作業（電気工事士法第2条第3項）

- ・電線相互を接続する作業、がいしに電線を取り付け又はこれを取り外す作業等
施行規則第2条第1項第1号イ～オ及び第2項イ、ロに明示されている作業
- ・ネオン工事、非常用予備発電装置工事

2. 電気工事のうち軽微な作業（電気工事士法施行規則第2条）

- （保安上支障がないと認められる作業で、電気工事士等の資格を必要としない作業）
- ・施行規則第2条第1項第1号イ～オ及び第2項イ、ロに明示されている作業以外の作業
 - ・電気工事士等が従事する作業を補助する作業

3. **軽微な工事**（電気工事法施行令第1条で電気工事から除外）

（電気工事士法の電気工事の対象とならない工事で、電気工事士等の資格は不要）

- ① 差込み接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼット、その他の接続器又はナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事
- ② 電気機器（配線器具を除く。以下同じ）の端子に電線（コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同じ）をネジ止めする工事 等

（電気工事士法の対象）

電気工事でないもの

電気工事士等資格不要の「軽微な工事」について（1）

電気工事士法施行令第1条

①電圧600V以下で使用する差込み接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼット、その他の接続器又は電圧600V以下で使用するナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事

- 「差込み接続器」とは、差込プラグ（オス側）とプラグ受け（メス側）のことです。（写真1）
- 「ねじ込み接続器」とは、ソケットにねじ込む接続器のことです。現在使われていません。
- 「ソケット」とは、照明等電気器具を電気回路に接続するメス型の接続器のことです。（写真2）
- 「ローゼット」とは、コード吊り灯等に使用され、電線とコードを接続する器具です。
本条では、ランプ側のキャップ（写真3）を示し、天井側に取り付けるボディ（写真4）は除きます。
- 「ナイフスイッチ」とは、銅合金などで作られた板（ナイフ）状の電極を、同じく銅合金などで作られた電極に差し込む開閉器のことです。一般用には殆ど使われません。（写真5）
- 「カットアウトスイッチ」とは、多くが磁器製で、ふたの内側にヒューズがあり、ふたの開閉で回路を開閉するスイッチのことです。現在使われていません。
- 「スナップスイッチ」とは、つまみ状の操作レバーを上下あるいは左右の一方向に倒すことで、電気回路を切り替える構造をもったスイッチです。トグルスイッチとも呼ばれます。（写真6）
- 「コード」「キャブタイヤケーブル」とは、取り回しが良く柔軟に曲げることができる構造を持つ電線をいいます。



（写真1）



（写真2）



キャップ

（写真3）



ボディ（資格必要）

（写真4）



（写真5）



（写真6）

電気工事士資格が不要となる作業は、上記の接続器や開閉器とコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事に限られます。

コード又はキャブタイヤケーブル以外に接続する場合は、電気工事士等資格が必要となります。

電気工事士等資格不要の「軽微な工事」について（２）

電気工事士法施行令第 1 条

②電圧600V以下で使用する電気機器（配線器具を除く。以下同じ）又は電圧600V以下で使用する蓄電池の端子に電線（コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同じ）をねじ止めする工事

○「電気機器」とは、電気用品安全法施行令別表第 1 第 6 号から第 9 号まで及び別表第 2 第 6 号から第 1 1 号までに掲げる交流用電気機械器具をいい、それら機器の端子に電線（コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。）をねじ止めする工事を言います。

○主な例として、汎用モーターや農業用ポンプ等の端子箱内のねじ止め作業などがあります。



(汎用モーター)



(蓄電池)

電気工事士法施行令第 1 条

③電圧600V以下で使用する電力量計、電流制限器又はヒューズを取り付け、又は取りはずす工事

○「電力量計」及び「電流制限器（アンペアブレーカー）」は、電力会社が契約電力に基づき需要家宅等に設置する機器であるため、電気工事士法の対象外とされています。



(電力量計)



(アンペアブレーカー)

電気工事士等資格不要の「軽微な工事」について（3）

電気工事士法施行令第1条

④電鈴、インターホーン、火災感知器、豆電球その他これらに類する施設に使用する小型変圧器（2次電圧が36ボルト以下のものに限る）の二次側の配線工事

○インターホーンや火災検知器などを設置する際、小型変圧器で降圧された電圧36V以下の配線工事は、電気工事士資格が不要となります。

電気工事士法施行令第1条

⑤電線を支持する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置し、又は変更する工事

⑥地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は変更する工事

○電線を支持、維持、保持する柱や暗渠等の設置・変更工事は資格不要です。

電気工事士等でなければ従事できない電気工事の作業（電気工事士法施行規則第2条第1項）

1. 電線相互を接続する作業（電気さく（定格一次電圧三百ボルト以下であつて感電により人体に危害を及ぼすおそれがないように出力電流を制限することができる電気さく用電源装置から電気を供給されるものに限る。以下同じ。）の電線を接続するものを除く。）
2. がいしに電線（電気さくの電線及びそれに接続する電線を除く。3、4及び8において同じ。）を取り付け、又はこれを取り外す作業
3. 電線を直接造営材その他の物件（がいしを除く。）に取り付け、又はこれを取り外す作業
4. 電線管、線樋び、ダクトその他これらに類する物に電線を収める作業
5. 配線器具を造営材その他の物件に取り付け、若しくはこれを取り外し、又はこれに電線を接続する作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。）
6. 電線管を曲げ、若しくはねじ切りし、又は電線管相互若しくは電線管とボックスその他の附属品とを接続する作業
7. 金属製のボックスを造営材その他の物件に取り付け、又はこれを取り外す作業
8. 電線、電線管、線樋び、ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に金属製の防護装置を取り付け、又はこれを取り外す作業
9. 金属製の電線管、線樋び、ダクトその他これらに類する物又はこれらの附属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付け、又はこれらを取り外す作業
10. 配電盤を造営材に取り付け、又はこれを取り外す作業
11. 接地線（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）を自家用電気工作物（自家用電気工作物のうち最大電力五百キロワット未満の需要設備において設置される電気機器であつて電圧六百ボルト以下で使用するものを除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業
12. 電圧六百ボルトを超えて使用する電気機器に電線を接続する作業

電気工事だが、電気工事士等資格がなくてもできる作業（同規則第2条第2項、第2条の2）

- ① 上記、1. ～ 12 で定める作業以外の作業
- ② 電気工事士や特殊電気工事資格者が従事する作業を補助する作業